



NO&T Dispute Resolution Update

紛争解決ニュースレター

From Singapore Office

2025 年 5 月 / May 2025 No.31

シンガポール国際仲裁の最新動向 2025

梶原 啓 (Kei Kajiwara)

はじめに

シンガポール国際仲裁センター（SIAC）は 2025 年 3 月 25 日に SIAC の 2024 年度年次報告を公表した¹。国際的なビジネスを展開する日本企業にとって SIAC 仲裁の存在感は近年益々大きくなっている。本稿では、SIAC の利用の実態の要点を紹介する。

SIAC における新件数、新件の総訴額及び新件の平均訴額

2024 年の SIAC の新件数は 625 件であり、2023 年に比べると僅かに減少した。しかし、直近の 10 年の期間で見るとむしろ右肩上がりの様相であって、直近 2 年間の値は比較的高水準である。2024 年の新件総訴額はこの 10 年で 2 番目に高い値を記録した。新件 1 件当たりの平均訴額は約 48 億円（42.86 百万シンガポールドル）であり、引き続き規模の大きい紛争が多い印象である。2025 年 1 月 1 日に施行された新しい SIAC 仲裁規則は単純かつ比較的小額（1 百万シンガポールドル以下）の事件を低コストで短期間に解決する手続（Streamlined Procedure）を新設したため、来年以降、少額の事件がどの程度取り込まれ SIAC に係属する事件の裾野が広がっていくのかにも着目したい。

新件受任数

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
271	343	452	402	479	1080	469	357	663	625

新件の総訴額の推移

単位：十億シンガポールドル

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
6.23	17.13	5.44	9.65	10.91	11.25	8.85	7.53	15.71	16.12

新件の平均訴額

単位：百万シンガポールドル

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
23	55.63	19.34	32.84	41.81	25.51	29.49	28.75	49.25	42.86

当事者出身国別の件数の推移

シンガポールを除く当事者出身国別の件数（申立人側と被申立人側の件数の合計）では、1 位韓国、2 位中国、3 位インドとなった。韓国の順位に関しては、2024 年に相互に関連する事件が多数申し立てられた結果であるとの注記が付され

¹ https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2024/08/SIAC_Annual-Report-2024.pdf.

ている。10年間のランキングを見ると、インド、中国、米国の当事者による SIAC 仲裁の利用件数は毎年多い。特にインドは10年連続でトップ3にランクインし続けている。

2024年の日本の順位は7位である。日本の当事者が関与する案件は、前年から引き続き係属する案件と新件とを併せて54件あり、この10年で最高数を記録した。内訳として申立人側26件、被申立人側28件である。日本当事者側が訴えられた結果として受動的に仲裁を利用する例ばかりではなく、積極的に仲裁を提起する事案もほぼ同数存在する。それだけ日本企業による SIAC 仲裁利用の実績も蓄積し成熟してきているという見方も可能であろう。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
1	インド (91)	インド (153)	インド (176)	米国 (109)	インド (485)	インド (690)	インド (187)	インド (89)	香港 (1436)	韓国 (295)
2	中国 (46)	中国 (76)	中国 (77)	インド (103)	フィリピン (122)	米国 (545)	中国 (94)	米国 (87)	中国 (851)	中国 (227)
3	韓国 (34)	米国 (42)	スイス (72)	マレーシア (82)	中国 (76)	中国 (195)	香港 (80)	中国 (74)	インド (160)	インド (183)
4	米国 (33)	インドネシア (38)	米国 (70)	中国 (73)	米国 (65)	スイス (135)	米国 (74)	ケイマン諸島 (41) マレーシア (41)	米国 (123)	香港 (129)
5	オーストラリア (32)	韓国 (38)	ドイツ (68)	インドネシア (62)	ブルネイ (49) UAE(49)	タイ (101)	マレーシア (56)	香港 (37)	UAE (59)	米国 (128)
6	ベトナム (29)	オーストラリア (36)	香港 (38)	ケイマン諸島 (53)	スイス (44)	インドネシア (85)	ベトナム (55)	インドネシア (28)	マレーシア (43)	インドネシア (63)
7	香港 (26)	マレーシア (28)	UAE (34)	UAE (51)	インドネシア (39) タイ(39)	香港 (60)	韓国 (46)	タイ (26)	インドネシア (42)	日本(54)
8	インドネシア (24)	香港 (27)	インドネシア (32)	韓国 (41)	マレーシア (38)	ベトナム (52)	ウクライナ (39)	韓国(25) ベトナム (25)	韓国(37) タイ(37)	UAE (48)
9	英領バージン諸島 (15)	英国 (27)	日本(27) 韓国(27)	香港 (38)	英国 (34)	日本(46)	UAE (34)	英国 (23)	フランス (28)	英国 (46)
10	マレーシア (15)	オランダ (19)	マレーシア (10) 英国(10)	日本(30)	香港 (33)	ケイマン諸島 (42)	インドネシア (33)	オーストラリア (20)	英国 (25)	オーストラリア (43)
日本	8件	13件	27件	30件	26件	46件	20件	13件	16件	54件

紛争分野

2024年に提起された紛争の分野として挙げられているのは、上位から商品取引（29%）、商事紛争（19%）、会社関係（12%）、海事（11%）、建設・インフラ・エンジニアリング（11%）である（その他が18%）。これらの大きなカテゴリーは基本的に毎年固定であり、加除はされない。会社関係には、ジョイントベンチャーやM&A取引に関する紛争が含まれる。直近の5年で相対的に数が多いのは商品取引に関する紛争であり、2023年には全体の47%を占めたが、2024年においては29%であった。

仲裁人の国籍

2024 年に 385 人の仲裁人が選任されており、その国籍は 1 位シンガポール（120 名）、2 位英国（90 名）、3 位インド（31 名）である。1 位と 2 位の顔ぶれは例年同じである。2023 年はインドとオーストラリアとが同率 3 位であったが、2024 年はインド（31 名）がオーストラリア（25 名）に差をつけて 3 位になった。いずれにしても仲裁人の多くはコモンロー圏・英語圏の法域出身の候補者から選任されている。インド企業同士の紛争の解決手続について SIAC 仲裁が選択される例は多く、このことが仲裁人の国籍（及び当事者出身国別の件数）に関しインドが上位になっている要因の一つであると推察される。

緊急仲裁（Emergency Arbitration）

仲裁廷が構成される前に選任される緊急仲裁人に対し権利保全や証拠保全の目的で暫定的な救済を求めるための緊急仲裁の制度がある。2024 年には 21 件の緊急仲裁人選任の申立がなされ、その全てについて SIAC は緊急仲裁制度の利用を認めている。2023 年の 11 件に比べるとその数は多いが、より長い目で見ると、2017 年以降は 10～20 件程度の間で推移しており、その利用が顕著に増加している様子は見られない。2010 年の緊急仲裁制度の導入から同制度の利用例は 173 件あり、これまでに最も多く同制度が利用されている紛争分野は会社関係（68 件）である。緊急仲裁は、2025 年 1 月 1 日施行の新しい SIAC 仲裁規則により補強された部分である。具体的には、相手方当事者に通知することなく暫定的救済を求める保護的予備命令申立（protective preliminary order application）の制度が追加された。今後、緊急仲裁の利用状況の変化が見られれば、それは制度変更のインパクトを示唆する可能性がある。

おわりに

以上のとおり、最新の SIAC の年次報告によれば、SIAC を利用する当事者出身国別の件数に関して日本が好順位を獲得するという動きが見られた。ロンドン大学クイーンメアリー校の国際仲裁学部と White & Case LLP が 2024 年に実施した最新調査においても、SIAC 仲裁規則は世界的に、特にアジア太平洋において最も選ばれている仲裁規則の一つである²。日本企業も例外にもれず、多くの商事取引やプロジェクトの契約において SIAC 仲裁を紛争解決手続として選択し、これを実際に利用している。実務的には、本格的な紛争に至る前のフェーズにおいても、頻繁に紛争を見据えた交渉戦略立案や意思決定が必要になる。そのような場面に備えて、SIAC にどのような性質・規模の紛争が係属し、誰が裁くのか（これまではコモンロー圏の仲裁人が大半）、いかなる手続が利用されているのかということの知見を常にアップデートしておきたい。SIAC の 2024 年度年次報告は、新規則施行直前の状況を記録するものであり、来年以降の統計により、新設制度の実績やインパクトも徐々に明らかになると考えられる。少額事件や緊急仲裁による暫定的な救済など、必ずしも大規模紛争の枠にはまらない事件についても、SIAC 仲裁がビジネス上の交渉戦略の一手段として期待される場面が益々増える可能性はある。このようなニーズを新設制度がどれほどすくい上げるのかが一つの鍵になる。

² <https://www.whitecase.com/insight-our-thinking/2025-international-arbitration-survey>.

[執筆者]

梶原 啓 Kei Kajiwara (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士)

Email: kei_kajiwara@noandt.com



アジアとその他の地域に進出する日本企業の紛争予防・解決を業務の中心とする。国際商事仲裁、各国訴訟支援、紛争リスクを回避する観点からの交渉やドラフティング、リスク分析といった幅広いニーズに対応。2013 年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2019 年ニューヨーク大学ロースクール修了 (LL.M. in International Business Regulation, Litigation and Arbitration; Hauser Global Scholar)。2021 年から長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務。2024 年サウサンプトン大学海事法ショートコース修了。

Singapore Office's Dispute Resolution Team

シンガポール・オフィスの紛争解決チームを構成するのは実務経験の豊富なシンガポール法弁護士と日本法弁護士であり、各自が密に連携をとりつつ SIAC や ICC における国際仲裁をはじめとするクロスボーダー紛争解決事案に対応しています。企業間商取引、M&A、ジョイントベンチャー、不動産開発、建設プロジェクトその他の多岐の分野に対応実績があり迅速なサービスを提供します。日本法、シンガポール法に限らず様々な準拠法が関係する紛争についても外部弁護士とのネットワークを活用して柔軟に協働しています。

With both Singapore qualified and Japan qualified lawyers, Singapore Office's dispute resolution team handles various international dispute resolution cases including international arbitration under SIAC and ICC rules. We handle cases ranging from large-scale business transactions, M&A, joint ventures and real estate development to construction projects and more. We go beyond Japan and Singapore law if necessary when disputes span other applicable fields of law, working with external lawyers.

Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP

6 Battery Road Level 41 Singapore 049909

Tel: +65-6654-1760 (General) Fax: +65-6654-1770 (General)



Nobuo Fukui
Partner

Qualification:
Japan✉ [Email](#)

Justin Ee
Partner

Qualification:
Singapore✉ [Email](#)

Claire Chong
Counsel

Qualification:
Singapore✉ [Email](#)

Annia Hsu
Counsel

Qualification:
Singapore✉ [Email](#)

Kei Kajiwara
Associate

Qualification:
Japan✉ [Email](#)

Kara Quek
Associate

Qualification:
Singapore✉ [Email](#)

Bertrice Hsu
Associate

Qualification:
Singapore✉ [Email](#)

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

This newsletter is given as general information for reference purposes only and therefore does not constitute our firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our firm's official view. For any specific matter or legal issue, please do not rely on this newsletter but make sure to consult a legal adviser. We would be delighted to answer your questions, if any.

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
JP Tower, 2-7-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-7036, Japan

Tel: 03-6889-7000 (General) Fax: 03-6889-8000 (General) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。(*提携事務所)

Nagashima Ohno & Tsunematsu, based in Tokyo, Japan, is widely recognized as a leading law firm and one of the foremost providers of international and commercial legal services. The firm's overseas network includes locations in New York, Singapore, Bangkok, Ho Chi Minh City, Hanoi, Jakarta* and Shanghai. The firm also maintains collaborative relationships with prominent local law firms. The over 600 lawyers of the firm, including about 50 experienced lawyers from various jurisdictions outside Japan, work together in customized teams to provide clients with the expertise and experience specifically required for each client matter. (*Associate office)

NO&T Dispute Resolution Update ~紛争解決ニュースレター~の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_dispute_resolution/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dispute_resolution@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。